

新潟県条例第26号

新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例

新潟県立環境と人間のふれあい館条例（平成13年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	使 用 時 間	施設使用料	区 分	使 用 時 間	施設使用料
研修室	午前9時から正午まで	3,500円	研修室	午前9時から正午まで	3,400円
	(略)			(略)	
	午前9時から午後5時まで	8,200円		午前9時から午後5時まで	8,000円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。